

## 実施グリーン水素トライアル取引事業に係る基本協定書（案）

東京都（以下、「甲」という。）と〇〇（以下、「乙」という。）は、グリーン水素の取引機会を創出し、利用及び促進を図るため、グリーン水素トライアル取引事業（以下、「本事業」という。）の実施に関する基本協定を次のとおり締結する。

（目的）

### 第1条

本協定は甲及び乙が本事業を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（役割等）

### 第2条

- 1 本事業における甲の役割分担は、次のとおりとする。
  - 一 本事業に関する業務内容の決定
  - 二 本事業におけるスキームの検討チームを主宰する委託事業者（以下、「調査検討受託者」という。）との契約
  - 三 乙が取り組む業務内容の承認及び事業の進行管理
  - 四 価格差支援及び輸送費の一部負担（入札により決定した供給者の入札価格と、利用者の入札価格の差額を負担するほか、輸送に係る費用の一部を負担）
- 2 本事業における乙の役割分担は、次のとおりとする。
  - 一 グリーン水素トライアル取引事業に係る公募実施要綱（（以下「公募実施要綱」という。）に定める事業の実施
  - 二 本事業の実施体制の構築
  - 三 本事業における関与者との調整
  - 四 本事業の実施結果の取りまとめ

（公募実施要綱等の遵守）

### 第3条

- 1 乙は、本事業の実施に当たり、公募実施要綱に記載の内容及び公募時に提出した提案書の内容を遵守しなければならない。

また、都と調査検討受託者に協力し、本事業の実現に向け努めること。

ただし、事前に甲に協議し、承認を受けた部分についてはこの限りでない。
- 2 甲は、本事業のスキーム検討や業務内容の決定において、調査検討受託者の調査内容、乙の実務的観点からの助言、提案、ノウハウの提供等を考慮し、三者で協議の上、最良の方式を判断する。

(協定金の取扱い)

#### 第4条

- 1 本協定における協定金の取扱いは、以下のとおりとする。  
甲は、本事業の実施に必要な経費として甲が確認し、確定した金額について、本協定に基づく協定金として、令和6年度の東京都予算を上限として交付する。  
交付額の上限は、35,000,000円とする。
- 2 協定金の支払については、業務完了後、一括払いとする。

(リスク等対応)

#### 第5条

本事業の実施に伴うリスクについては、乙がそのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。乙の責めに帰すべき事由によりリスクが実現した場合には、甲と協議の上、帰責性が認められる範囲で乙が責任を負うこと。

(損害賠償)

#### 第6条

乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲及び本事業に係る関係事業者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(協定の解除)

#### 第7条

- 1 甲は、本事業を実施することが困難若しくは不適當であると認められる場合又は乙が本協定の内容を履行できないと認められる場合は、本協定を解除することができる。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、本協定の全部又は一部を解除することができる。
  - 一 偽りその他不正の手段により甲の負担金を受領した場合
  - 二 甲の負担金を他の用途に使用した場合
  - 三 予定の期間内に本事業に着手せず、又は完了しない場合
  - 四 暴力団又は暴力団員等に該当するに至った場合（法人にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者又は構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。）。
  - 五 法令又は本協定に違反した場合
  - 六 前各号に規定するほか、甲が必要と認める場合
- 3 甲は、乙が前項第5号に該当すると認められる場合には、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(協定の変更)

#### 第8条

甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲及び乙が協議の上、当該変更を行うことができるものとする。

(有効期間)

#### 第9条

協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。

(著作物の取扱い)

#### 第10条

本事業について、乙が新規に制作した著作物の権利は甲に帰属する。

ただし、制作した著作物について、乙が権利を有する著作物と分離不可能などの事由により、権利の帰属に疑義が生じた場合には、甲と乙の協議により、その取扱いを定めるものとする。

(守秘義務)

#### 第11条

甲及び乙は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た情報について、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、甲に対して東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)に基づく情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においては、この限りではない。

(個人情報の保護)

#### 第12条

甲及び乙は、本事業の実施に当たり業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年東京都条例第130号)に基づき適正に取り扱うものとする。

(帳簿等の保存)

#### 第13条

乙は、本事業に関する帳簿、名簿その他の書類について、当該帳簿等が作成された日の属する会計年度の終了後5年間保存する。

(調査等)

第14条

- 1 甲は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、乙に対し、本事業に関する報告を求め、若しくは帳簿書類その他の物件を調査し、又は乙の従業者その他の関係者に対し、質問をすることができる。
- 2 乙は、前項の規定による報告の徴収及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならないが、同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(疑義等の処理)

第15条

本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

(所在地) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
甲 (名称) 東京都  
(代表者) 東京都知事 小池 百合子

(所在地)  
乙 (事業者・団体名)  
(代表者職氏名)